

ともにつくろう みんなの夢大地

さらべつ議会

令和2年8月10日 発行／更別村議会 編集／議会運営委員会

173



産業文教常任委員会調査

5月11日産業文教常任委員会を開催し、所管事務調査を行いました。生涯学習における子どもと地域の関わりについて説明を受けた後、現地調査を行いました。

議会日誌

10

委員会レポート

10

国・道に対して意見書を提出
しました

意見書を提出

9

2人の議員が3項目について
質問

一般質問

5

審議結果

4

第4回臨時会

3

第3回臨時会

3

新型コロナウイルス感染症対
策事業等一般会計補正予算を
可決

第2回定例会

2

新型コロナウイルス感染症対策事業等 第2回定例会

一般会計補正予算を可決

第2回定例会は、6月8日から12日までの5日間の会期で行われました。開会日の8日は、報告2件、人事案件12件、条例の改正6件、動産の買入、請負契約の締結2件、一般会計ほか3特別会計補正予算が審議されました。11日は、意見書案6件の審議が行われた後、2人の議員が3項目について一般質問を行い、理事者の見解を質しました。

提案された議案等はそれぞれ可決され、会期を1日残り、閉会しました。

報告

▼令和元年度一般会計繰越明許費

児童福祉事業経費で合計1億2千623万円を令和2年度に繰り越すものです。

▼令和元年度株式会社さらべつ産業振興公社事業報告

株式会社さらべつ産業振興公社事業の収支について約5億3千1万6千円の黒字と報告がされました。

任命同意

▼農業委員会委員の任命同意

農業委員会委員として、次の方々の任命に同意しました。村内の地区、団体等から推薦のあった方の中から村長が

委員候補者を選定し議会の同意を求めるもので、更別村においては12名の方々の同意が求められたものです。

北更別区	九々	昌弘氏
緑町	大地	恵子氏
南更別区	河瀬	達也氏
更別東区	塩田	孝弘氏
南更別区	川上	英幸氏
更南区	道見	克浩氏
更別区	日崎	克彦氏
勢雄区	穴戸	功氏
旭区	岡	寛氏
東栄区	及川	政人氏
上更別南区	福田	隆幸氏
更生区	小野	孝博氏

条例の改正

▼固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律により引用する法律の名称が変更されたこと及び引用する条が繰下げられたことから条文を改めるものです。

▼税条例の一部を改正する条例制定

地方税法等の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止の措置に係る納税者等の影響の緩和を図るため改正を行うものです。

▼後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定

新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給するよう、北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例が改正され、市町村において申請者からの受付ができるよう関係する条文の整理を行うものです。

▼国民健康保険条例の一部を

改正する条例制定

国・道から市町村等に向けて、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する条例整備について要請されていることから関係する条文の整理を行うものです。

▼介護保険条例の一部を改正する条例制定

介護保険法施行令等の改正並びに「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づき、介護保険料の減免を行うにあたり、関係する条文の整理を行うものです。

動産の買入

▼歯科診療所におけるデジタル式歯科用パノラマ・断層撮影X線診断装置の買入

予定価格700万円以上の動産の買入に関し、議会の議決を必要とするものです。契約額は、1千656万6千円です。



請負契約の締結

▼南6線乙局部改良工事
請負契約締結

予定価格5千万円以上の契約
約に関し、議会の議決を必要
とするものです。

契約額は5千753万円
です。

▼曙団地公営住宅建替事業
(29号棟) 建築主体工事
申請負契約締結

予定価格5千万円以上の契
約に関し、議会の議決を必要
とするものです。

契約額は1億670万円
です。

補正予算

▼一般会計補正予算(第3号)

主には、新型コロナウイルス
感染症対策事業、農業振興
補助金等の増額で、1億7千
135万5千円の追加補正を
行い、総額51億290万1千
円となるものです。

▼国民健康保険特別会計補
正予算(第1号)

「事業勘定」

主には、傷病手当金の増額
で20万円の追加補正を行い、

総額5億6千97万6千円とな
るものです。

「診療施設勘定」

主には、新型コロナウイルス
感染症対策事業の増額で7
86万5千円の追加補正を行
い、総額3億3千54万8千円
となるものです。

▼介護保険事業特別会計補
正予算(第1号)

「事業勘定」

主には、介護保険料減額に
伴う歳入調整を行うもので総
額の変動はありません。

▼公共下水道事業特別会計補
正予算(第1号)

主には、浄化センター修繕
費の増額で370万円の追加
補正を行い、総額2億8千92
万2千円となるものです。

第3回臨時会

第3回臨時会が、5月12日
に行われました。提案された
議案はそれぞれ可決されまし
た。

▼条例等の一部を改正する
条例制定

地方税法等の改正に伴い、
個人村民税の非課税措置につ
いて寡夫を対象から除き、ひ
とり親を対象に追加するなど
の改正を行うものです。

▼一般会計補正予算(第2号)

主には、新型コロナウイルス
感染症対策事業の増額で、
3億3千107万5千円の追
加補正を行い、総額49億3千
154万6千円となるもので
す。

第4回臨時会

第4回臨時会が、7月17日
に行われました。提案された
議案はそれぞれ可決されまし
た。

▼GIGAスクール構想物品
の買入

予定価格700万円以上の
動産の買入に関し議会の議決
を必要とするものです。契約
額は1千311万4千387
円です。

▼一般会計補正予算(第4号)

主には、新型コロナウイルス
感染症対策事業の増額で、
1千220万7千円の追加補
正を行い、総額3億4千27
万5千円となるものです。

主には、新型コロナウイルス
感染症対策事業の増額で、
4億4千964万2千円の追
加補正を行い、総額55億5千
254万3千円となるもので
す。

▼国民健康保険特別会計補
正予算(第2号)

「診療施設勘定」
主には、新型コロナウイルス
感染症対策事業の増額で、
1千220万7千円の追加補
正を行い、総額3億4千27
万5千円となるものです。



会議録は閲覧できます

本会議などの内容を記録した
会議録は議会事務局、ホームペ
ージで閲覧できます。

詳しくは議会事務局にお問い
合わせください。

議会事務局 (Tel.52-2117)

9月定例会(予定)

9月9日開会

議会は公開しています。
いつでも傍聴できます。

◆議会を傍聴しませんか◆

議会の会議は、本会議、各常任委員会とも公開してい
ます。今、何が行政課題となっているか、議員の活動を
通じて知っていただくために、ぜひ一度、傍聴においで
ください。受付票に住所、氏名、年齢を記載していただ
ければ、自由に傍聴できます。会議の日程は変更する場
合がありますので、詳しくは議会事務局までお問い合わせ
ください。

問合せ先 議会事務局 ☎52-2117



一般質問

2人の議員が
3項目について質問

一般質問とは、議員個人が村の事務の執行状況や将来に対する考え方などの報告や説明を村長などに求め、村が村民のための適切な村政運営を進めているかを議員がチェックするものです。質問は、議案とは関係なく村政全般について認められます。更別村議会では、効率的な議会運営を目的に、質問する議員があらかじめ議長に質問の趣旨などを知らせる「通告制」を採用し、議員はその内容に添って質問します。また、質問の方式は、一問一答方式で、1項目ごとに質問と答弁を行います。質問時間は質問と答弁を合わせて1人90分以内、質問回数は1項目3回までとしています。できるだけ多くの方に傍聴していただきたいので、一般質問はなるべくナイター議会で行うようにしています。

ページ	質問事項	質問議員
6	農村行政区会館の老朽化に伴う今後の対応と市街地区の集会場の必要性について	安村敏博
7	新型コロナウイルス対策での臨時休（業）校に伴う児童・生徒の教育確保対応について	
8	広報さらべつのあり方を問う	小谷文子

農村行政区会館の老朽化に伴う今後の対応と市街地区の集会場の必要性について

村長——現在の施設を最大限に活用し、地域からの声に耳を傾け、対応策を検討する



安村議員

安村議員 村は昭和30年代前半6,000人であった人口

が昭和50年の国勢調査では3,700人余り、とりわけ、農家戸数の減少による人口流失による地域再編への対応が余儀なくされ、昭和53年3月更別村行政区設置条例が制定され、農村地区14区、市街10区の24行政区へと再編され、その後も廃止、新設行政区設置もありましたが、24行政区を維持しつつ今日に至っていません。

再編にあたり農村行政区会館の整備も図られた訳ですが、各会館の老朽化も進み改修・補修・維持管理が厳しい状況になっているのが現状ではないでしょうか。

更別村の地域コミュニティ

の維持・向上を図るためにも再考察の時期が来ていると思います。農村地区は勿論のこと、市街地における対策においても、各行政区での会議・集会、関係管理書類等については場当たりの対応を強いられているのが現状です。なんらかの改善対策が必要と思われませんが、それら課題につき村長の見解を求めます。

①農村地区行政懇談会などで多くの意見、要望が出ていますが、各行政区会館も築40年となり、かなり老朽化が進み維持管理が厳しさを増す中、今後の対応策についての見解を求めます。

②市街地区では、専用会館はなく、対応に苦慮しているのが現状です。市街地区コミュニティ推進確保対策について所見を求めます。

村長 第1点目の「農村

部における行政区会館の管理

対応策」ですが、農村部の行政区会館につきましては、昭和53年から「更別区、更別東区」等の建設に着手し、昭和55年までに13施設を設置し、平成3年の「協和区」を最後として、合計で14施設になっています。

建設費につきましては、床面積の規模により異なりますが、14施設の合計で約1億3,200万4千円になっています。修繕の実績ですが、ご質問のとおり、そのほとんどの施設が40年を経過しており、老朽化の状況によりますが、屋根、外壁、床などを修繕しています。

平成元年から令和元年までの31年間で、修繕費の14施設の合計は、約5,536万4千円となっています。1年当りに換算しますと、年平均で約179万円になり、1施設当たりでは約13万円程度になっています。

指定管理者制度にて委託契約をしていますが、管理上に支障があった場合には、行政区と役割担当課との協議により、対応に努めているところです。

今後の対応策ですが、行政区会館を建て替える場合は、多額の財政負担が生じることになります。

そのため総合計画では、施設の長寿命化及び延命化の観点から、令和7年より改修費用を見込んでおり、行政区ごとに老朽化状況の調査に基づき、改修・更新に着手する予定です。

今後引き続き、現在の施設を最大限に活用し、行政区との連携を図り、計画的かつ経済的な維持管理に努めたいと考えているところです。

第2点目の「市街地区コミュニティ推進確保対策」について、市街地区につきましては、行政区の専用会館はありませんが、総会や役員会、新年会等は、社会福祉センター、農村環境改善センター、老人保健福祉センターにて開催をされています。

令和元年度における当該公共施設の利用実績は、行政区

のみの使用で延べ546人となり、大変多くの方に利用され、様々な課題の協議、人々との交流がなされていると認識をしているところです。

コミュニティ推進には、地域での交流、人と人との係りが重要であると考えます。

行政区そして地域のなかで、スポーツ振興や文化、清掃活動、ボランティアやまちづくりなど、様々な活動による交流、コミュニティを推進することが、村づくりの基本になると考えています。

今後につきましても、地域からの声に耳を傾け、ご意見ご要望等をいただき、対応策を検討して参ります。

コミュニティ活動を推進するため、行政区との連携を図り、まちづくり推進に努めて参りますので、ご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。引き続き、ご意見ご要望等をいただき、対応策を検討して参ります。

コミュニティ活動を推進するため、行政区との連携を図り、まちづくり推進に努めて参りますので、ご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年度における当該公共施設の利用実績は、行政区

のみの使用で延べ546人となり、大変多くの方に利用され、様々な課題の協議、人々との交流がなされていると認識をしているところです。

コミュニティ推進には、地域での交流、人と人との係りが重要であると考えます。

新型コロナウイルス対策での臨時休(業)校に伴う児童・生徒の教育確保対応について

教育長 ― 計画の見直しなどを行い、方針の達成、学習習得・教育の確保を図る。

安村議員 全国的新型コロナウイルス

ウィルス発生を受け、国民全体が社会的活動の制約を受け、学校休校における義務教育の遅延が非常に心配されます。当該お子様をお持ちのご家庭では、仕事も抱えながらの対応等大変ご苦労が多い事と思います。

先般、教育委員会において確認させて頂いた資料によりますと、4月20日から5月末を基準とした時点で、休業日数は、幼稚園、小・中学校ともに42日間のうち26日となっていますが、休業日の登校日として7日間を予定。更には家庭学習課題の提供、健康確認電話、学校だより等による道の学習ホームページの周知等対策を講じているとの事ではあります。やはり学校指導要綱に基づく指導内容全体としての進捗達成が懸念されます。この難局にどのように対応して行くのか、児童・生徒の学習習得対策がしっかり

図られる体制づくりが必須であると思います。諸課題の対応について教育長の所見を求めます。

①今般の新型コロナウイルス対策での具体的学習指導方針が国・道から示されない中、令和2年度村教育行政執行方針の達成が極めて厳しい状況ではないかと推測されますが、教育長はどのように対処されるのか。

②新年度早々から幼稚園、小・中学校の臨時休(業)校が長期化し、学習指導要領での停滞・未達成が懸念されますが、学習習得等、教育の確保対応について見解を求めます。

教育長

質問の1点目、教育行政執行方針の達成についてですが、長期臨時休業により失われた授業時数を本来の取組の中で取り戻すことは非常に厳しいと考えます。既に全国学力・学習状況調査などの本年度中止が決定され、結

果分析による学習指導ができなくなりました。また、キャリア教育や体力向上の取組などは感染防止対策を講じながらの対応となるため、多くの不安材料が残ることは事実です。

しかしながら、国及び道教委からは、臨時休業中、そして学校再開後の学習指導に係る対処方針などの通知が日々更新、具体化されています。

ほかいかどうチャレンジテストを活用した検証改善サイクルの確立、コミュニティ・スクールを活用、新体力テストによる体力・運動能力の向上、外国語指導教諭による授業力向上、特別支援教育支援員の体制強化など、計画の見直しを図る部分は図り、影響を受けることがないよう推進できるものと考えています。

また、GIGAスクール構想に沿った環境整備は国の方針変更により全国の自治体で今年度に事業が集中することになったため、ネットワーク

環境の構築や端末調達が遅延する可能性もありますが、教育事業が停滞しないよう調整を進めています。

2点目の教育の確保対応については、前年度の未履修分について、小学生は各学年で15時間から44時間ありましたが、臨時休業前の登校日の中で全て修了しました。中学生は学年ごとに11時間から21時間あったところ、現在技術・家庭で4時間から5時間の未履修が残っており、これについては2学期に履修を予定で計画しております。なお、中学3年生については2月で全ての授業時数を終えています。

測の事態を想定し年度当初に数十時間の余時数を設けており、余時数を除いた不足時数は小学生が学年によりゼロ時間から最大で28時間、中学生で30時間から66時間という状況です。この不足分は学校行事の見直しや長期休業の短縮等により、児童生徒の負担に配慮しつつ確保できるよう計画の組み直しを進めています。

幼稚園は時数ではなく週数が基準となり、本村では教育課程編成書で本年度は44週から45週を予定しています。学校教育法施行規則で定める教育週数は39週を下ってはならないとされていますが、現状で本規則の規定はクリアされる見込となっています。今後、各行事において感染症対応の可否を考慮し、可能な行事については年度内に実施できるように計画の見直しを図ってきたいと思えます。

幼稚園・各学校とも、教育要領あるいは学習指導要領で示された内容の全てを子どもたちが身につけられ学びが保障されるよう、各園・各校と連携を密にしながら対応していきます。

広報さらべつのあり方を問う

長——分かりやすい紙面にて、情報を正確かつ迅速に届けられるよう努める



小谷議員

小谷議員 現在、更別村側から私達村民への情報発信方法は、防災無線放送を始めとして種々有り、協働の村づくりには案内・周知等は欠かせない大切な事であります。広報はその中でも、身近で尚且つ生活に必要な高いものと、承知している所でございます。因みに広報の始まりは、「更別村経済確立運動協議会」の機関紙として『さらべつ』が、昭和31年1月に発行。その後昭和36年8月に『広報さらべつ』第1号として創刊され、今日令和2年5月で692号を数えるに至り約59年。紙面もB5判からA4判に、印刷も黒1色から2色へと変わり、現在毎月10日・1,400部

発行との事であります。さて、新たな時代に向けて広報が、住み良い更別村の暮らしに役立つ情報で有る事は勿論ですが、いつでもどこでも手軽に情報入手が可能な現在となりました。そこで今回は、時代と住民ニーズにマッチした「広報さらべつ」のあり方について、村長にお伺いさせていただきたいと存じます。

発行との事であります。

さて、新たな時代に向けて広報が、住み良い更別村の暮らしに役立つ情報で有る事は勿論ですが、いつでもどこでも手軽に情報入手が可能な現在となりました。そこで今回は、時代と住民ニーズにマッチした「広報さらべつ」のあり方について、村長にお伺いさせていただきたいと存じます。

1. 広報作成について
・とりわけ、住民との共同を重視するならば、もっと参加型で年代や男女でも関心事が異なる為、アイデアの提案・募集も手法の一つではないか。
・見やすさも考慮されているが、後半ページの「村からのお知らせ」は、暮らしの中で大事な内容が多いと思われるので、情報を見逃さずしっかりと読み取れる様、文字を大きくする等の工夫が必要と考える。

2. 広報の配布について
・市街地と農村地区では、以前から配布日の開きが生じる問題ですが、基本は同じ村民として享受出来る方法論からすると、全戸郵送等考えられるが、何か策をお聞きしたい。
・着眼点を節約とエコからすれば、紙媒体を望む方とそれ以外のパソコン等が情報源で、選択すると言う新しい方法も考えられる。

そのほかに広報誌に対するご意見や提案があった場合には、その改善にも努めているところです。

毎月の記事内容や情報量、限られたページ数とのバランスに苦慮しているところですが、今後もより見やすい紙面となるよう、文字の大きさや形、レイアウト、色彩についても検討を進めて参ります。

広聴ハガキにつきましては、4月、7月、10月、1月に広報誌に添付し、ご意見ご質問を受け付けていて、年間約20通程度のご意見等が寄せられています。それらの対応については、様々な意見や個人情報もあるため、匿名ではなく氏名が記入されている場合に、個別に状況を確認し解決に当たっており、また内容が広く周知することが必要と判断される場合については、広報誌に掲載しているところです。

2点目の広報誌の配布につきましては、10日を発行日としていますが、ご指摘のとおり、農村地区は郵送のため、市街地区と比較して届くの1日程度の遅れが生じています。また、市街地区と農村地区

区共通の課題と思われませんが、広報誌等が区長へ届き、その後には班長から各世帯へ配布されるため、さらに遅れる場合もあるとお聞きしています。

このことを解決する方法として、全戸に郵送することが考えられますが、単純に郵送料のみの計算でも、世帯数1,200戸×郵便料140円×配布回数12回+追加配布6回として、年間302万4千円程度の経費が必要となります。今後も行政区の皆さまから、ご意見を伺いながら検討をして参りたいと考えています。

また近年の情報化社会に対応すべく「村のホームページ」のほか、「北海道の広報まるごと検索くん」、「北海道イーブックス」のサイトで、個人が無料で、発行日に閲覧することが可能になっていきます。

引き続き、情報発信を積極的に推進するため、SNSなど様々な手法についても検討を進めたいと考えています。

村民に身近な、分かりやすい紙面にて、情報を正確かつ迅速に届けられるよう努めて参ります。

村長

1点目の広報誌の作成につきましては、毎月月上旬までに、取材、記事等の作成、校正を経て、毎月10日を

記事の内容は、行政情報のほか、様々な会議、行事など、その時期に応じたテーマを絞り込み決定をしています。

意見書

国、道に対して意見書を提出しました

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書

被爆国として核兵器全面禁止のために真剣に努力する証として、核兵器禁止条約に参加、調印、批准することを求めるものです。

(提出者) 松橋昌和

「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書

国において、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消の実現など、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をはかるよう求めるものです。

(提出者) 安村敏博

(賛成者) 遠藤久雄、上田幸彦、松橋昌和
太田綱基

地方財政の充実・強化を求める意見書

2020年度補正予算及び2021年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすことを求めるものです。

(提出者) 織田忠司

(賛成者) 遠藤久雄、上田幸彦、松橋昌和
太田綱基、安村敏博

2020年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

2020年度の北海道最低賃金の改正にあたり、「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げることなどを求めるものです。

(提出者) 上田幸彦

(賛成者) 遠藤久雄、松橋昌和、太田綱基
安村敏博、織田忠司

「国による全国学力調査を全員参加の悉皆から抽出に改めること」を求める意見書

子どもや教員への深刻な影響を懸念し、全国学力調査を、全員参加の悉皆から抽出の調査に改めることを求めるものです。

(提出者) 遠藤久雄

「公立学校教員に1年単位の变形労働時間制を適用しないこと」を求める意見書

1年単位の变形労働時間制を公立学校教員に適用する条例制定をしないことや、教員が子どもとしっかり向き合い、授業の準備をする時間の確保など、「子どもの学習権の保障」という観点から教員の労働環境の抜本的な改善を行うことを求めるものです。

(提出者) 小谷文子

(賛成者) 遠藤久雄、松橋昌和



一 委員会レポート

産業文教常任委員会

▼調査事項

更別村の生涯学習における子どもと地域の関わりについて

▼調査期日

5月11日

▼調査結果

調査をするに当たり、教育次長並びに子育て応援課長から「生涯学習における子どもと地域の関わりについて」それぞれ担当する分野における取組みについて説明を受けた。

生涯学習は学校教育、社会教育、家庭教育、その他の文化活動やスポーツ活動、ボランティアなどを行う学習の機会を教育委員会が管轄し事業を推進しています。その中で子どもと地域の関わりについてはスッチョイサ踊り体験指導、茶道体験などの郷土や文化に触れ合う事業、農園活動指導、道徳教育、職業体験、見守りや、みんなの学校応援団を通じたコミュニケーション・スクールに関連した活動、各種

少年団活動、東松島との子ども交流事業など幅広く地域の方々のご協力の下、子ども達と地域は関わっています。しかし少年団活動人数の減少、指導者、協力者など育成に対する課題や、スクールガードに対する地域との関わりについての課題、教育委員会が管轄する様々な施設がある中で保護者の安心、子どもの安全を考えた子どもの居場所づくりに対する課題など様々な課題が挙がりました。

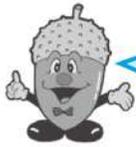
また子育て応援課は、社会教育中期計画第2節、成人教育に含まれる家庭教育支援に関係する「更別村子ども・子育て支援事業計画」から、子どもの居場所づくりにおける児童保育所と地域の関わりについて説明があった。現地調査した地域交流スペースが併設された「こどもの森」も運用の幅は広く、子どもの居場所、子どもと地域の関係などより豊かな仕組みづくりを構築していく必要性が感じられた。

この度の所管事務調査は「更別村の生涯学習における子どもと地域の関わりについて」生涯学習を中心とした調査となっており、教育委員会における地域と子どもの関わり、子育て応援課における子どもと地域の関わりには、共通した目標、目的、課題があり、深く関連している事から、お互いの課が縦割りの垣根を越え、より一層の連携を図る事が不可欠である。子どもや地域の声をしっかりと聞き取り、報告、連絡、相談を密にしなから地域に根差し、協力者の方々がやりがいを実感し、子ども達が健やかに育つ環境整備が求められる。

議会日誌

5月	11日	産業文教常任委員会 全員協議会
11日	議会運営委員会 第3回議会臨時会	
12日	十勝環境複合事務組合議会、と	
28日	ちか広域消防事務組合議会に議長出席	
6月	1日	議会運営委員会
8、11日	北海道町村議会議長会定期総会 (書面開催)	
16日	十勝圏活性化推進期成会定期総会 (書面開催)	
2日	7月	
9日	十勝圏活性化推進期成会定期総会 (書面開催)	
13日	更別農業高等学校環境整備促進期成会総会に議長出席	
17日	議会運営委員会 第4回議会臨時会	
22日	南十勝町村議会(広報)議長懇話会に議長・副議長出席	
27日	十勝中部広域水道事業団議会に議長出席	
30日		

議会議員と懇談しませんか?



議会では、村政全般にわたって村内の団体等と意見交換を行うため、議会懇談会を開催しています。

皆さんからいただく貴重なご意見は、議員活動の参考とさせていただきます。

議会事務局までお気軽にご連絡ください。

議会事務局 (TEL 52-2117)

編集後記

▼五月以降、十勝管内では少雨が続き、本村を含む五地点で五月の最小記録を更新。牧草の一番草の収量は例年より三〜四割少ないとのこと。他の作物への影響も心配です。今後の好天を心から願うものです。

▼六月、「改正国家戦略特区法」が成立。自動化・オンライン化を駆使し、最先端の村づくりを行うもので、少子・高齢化社会の改善策としての期待は大きい。

しかし、効率性・生産性の向上を求めるだけでなく、「人間だものみんなちがってみんないい」、この想いも大切にしたい。この想いを払いたいと思います。

▼誰もが最後まで自分らしく生きたいと願う時、大きな障害となるのは社会的壁。それは生きづらさを感じる人が自ら乗り越えざるべきものではなく、社会が取り除くべきもの。

みんなで力をあわせ実現させましょう。

(遠藤委員 記)